

## 行政監査

(1) 監査のテーマ 物品の管理について（芸術品・歴史科学等資料）

(2) 監査対象機関、監査実施期間及び監査の結果は、令和2年3月3日発行（山梨県公報号外第10号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(3) 監査の結果に基づく措置状況

意見	講じた措置
<p>・出土品の適切な管理について</p> <p>[考古博物館（埋蔵文化財センター）]</p> <p>考古博物館においては、出土品紛失事件を受け、収蔵庫等の管理責任者の設置、鍵使用簿及び出土品持出簿の整備、収蔵庫等への時間外入室禁止、出土品の定期的な点検等、出土品の管理方法の見直しを行っているところであるが、多額の経費を費やし発掘した出土品は、県民共有の貴重な財産であることを職員が改めて認識し、再発防止策の徹底を図るとともに、今後も管理体制の改善に努め、出土品を適切に管理されたい。</p> <p>また、考古博物館（埋蔵文化財センター）における出土品の保管施設については、年々増え続ける考古資料を保管するため、考古博物館収蔵庫だけではスペースに限界があり、峡北収蔵施設に保管しているが、文化庁が設置した埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による「出土品の取扱いについて（報告）」にもあるように、全ての出土品を将来にわたり保管、管理することが、出土品の適正な保管・活用を図る観点から適切であるかどうかも含め、今後の管理体制を検討されたい。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>所蔵品数が数十万点と膨大な量であり、出土品台帳との定期的な照合・確認ができていなかったため、紛失していることを把握できない状態であった。</p> <p>また、収蔵庫は常時施錠し、部外者の立ち入りを規制してはいたものの、具体的な管理責任者を定めておらず、貴重な文化財を保存、管理するという認識が両所属職員に徹底されていないなど、適切な収蔵庫管理が行われていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>出土品紛失事件発生後は、発生原因及び学術文化財課で実施した全国調査を踏まえ、以下の再発防止策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・収蔵庫鍵の使用簿の作成・設置</li><li>・収蔵品管理責任者の設置、出土品持ち出し簿の作成・設置</li><li>・収蔵庫への立ち入り制限（時間外の入室禁止）</li><li>・定期的な収蔵品の確認、抽出検査の実施</li><li>・収蔵品の写真及び実測図の保管棚への明示</li><li>・収蔵庫における保管場所の見直し</li><li>・保管棚への柵の設置と施錠等</li></ul> <p>今後は、上記の再発防止策の継続に加え、新たに防犯カメラを設置することで、出土品の紛失等の防止を図る。</p>

また、収蔵品台帳データを元に写真データ、貸出・出品履歴など出土品情報の一元化を進め、適切な管理に努める。

なお、年々増え続ける出土品については、「山梨県出土品取扱要項」に基づき、重要性、活用の頻度などを考慮した上で保管、管理を行っているところだが、出土品の適正な保管・活用を図る観点から、全ての出土品を将来にわたり保管、管理することについて、他県の状況も調査し、今後の管理体制を含め検討していく。